. PRTR データを入手する



- 1. いろいろな PRTR 集計結果を見るには
 - (1)環境省・経済産業省などの国の機関
 - (2)都道府県や市町村
 - (3)企業
 - (4) NGO · NPO
- 2. 個別事業所データを入手するには



1. いろいろな PRTR 集計結果 を見るには

「 . PRTR データを見る」では、平成 13 年度の PRTR データを主な題材に、 PRTR でどのようなことが分かるのかを見てきました。

化学物質の名前と排出量の数字が並んでいるだけのPRTRデータも、グラフ化したり地図化したりすることで、地域ごとの排出の特徴が明らかになったり、削減に取り組む際の優先課題が浮かび上がるなど、私たちにさまざまな情報を与えてくれます。

PRTR法に基づき、誰でもPRTRデータを入手できるようになったことで、環境省や経済産業省以外でも、例えば、各都道府県や全国各地の企業、NGO・NPOなどが、それぞれデータを集計し、その結果を公表するようになってきています。異なる関心や視点に立ち、いろいろな工夫をこらして集計された結果から、私たちは多くのことを読みとることができます。

以下では、一般向けに集計結果を公表している国や都道府県、企業、NGO・NPOの一例をご紹介します。

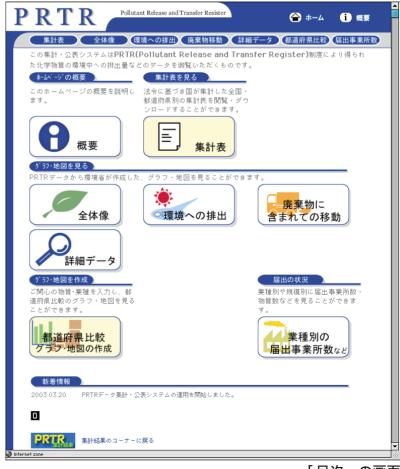
(1)環境省・経済産業省などの国の機関

環境省(http://www.prtr-info.jp/prtrinfo/)と経済産業省(http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/kouhyo.html)では、インターネットや冊子などを通じてPRTRの集計結果を公表しています。

環境省のPRTR集計・公表システムでは、集計結果を閲覧・検索したり、集計データのファイルをダウンロードしたりすることができます。

次のページから具体的な使い方の 一部をご紹介します。

ぜひ実際にアクセスして、それぞれの関心に応じたPRTRデータの集計結果を閲覧してみて下さい。



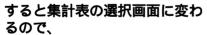
「目次」の画面

集計表を見る

都道府県別に集計された集計表を閲覧又はダウンロードしてみましょう。



まず、目次の画面の「集計表」 をクリックします。



- 1.集計表の種類
- 2.排出年度
- 3. 都道府県

について、それぞれ選びます。

ここでは例として、

- 1.集計表の種類は、「届出排 出量・移動量の対象物質別集 計」の「(1)排出・移動先別 集計」
- 2.排出年度は、「2001年度」 3.都道府県は、「東京都」を 選びます。



「確定」をクリックすると、次 に確認画面が出ます。

この集計表でよければ、 「集計表を見る」か 「データのダウンロード」の どちらかを選びます。

必要な場合は、業種名を選択し ます。



出力例

選択した集計表が表示されます。

				表数	* I+P -	A) s	3\ IL	TT 14	91 EL 71	.102 #D	(07	·	188 - 1914	4件数・科	7 37)	TRX	. 177 E	(東京都	3)	
対象物質 報告事業所			所数	排出件数(件)					移動件数 (件)			排出量(kg/年;ダイオキシン類は mg-TEQ/年)				移動量(kg/年;ダイオキシン) はmg-TEQ/年)				
物質番号	物質名	排出	移動	全体	大気	公水	土壌	埋立	숨計	廃棄物	下水道	合計	大気	公共用 水域	土壌	埋立	송計	廃棄物移動	下水道への移動	숨計
0001	亜鉛の水溶性化合物	32	6	40	12	30	0	0	42	4	3	7	88	67677	0	0	67765	12100	118	12
0003	アクリル酸	1	1	1	1	0	0	0	1	1	0	1	90	0	0	0	90	110	0	
0004	アクリル酸エチル	1	1	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	63	0	
0009	アジピン酸ピス(2 - エチルヘキシル)	0	3	3	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	900	0	
0012	アセトニトリル	4	4	4	4	0	0	0	4	4	1	5	1939	0	0	0	1939	23500	14	23
0015	アニリン	0	2	2	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	500	78	
0016	2-アミノエタノール	0	2	3	0	0	0	0	0	2	2	4	0	0	0	0	0	6752	235	6
0022	アリルアルコール	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	43000	0	0	0	43000	0	0	
0024	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 (アルキル基の炭素数 が10から14までの もの及びその混合物に 限る。)	o	3	4	0	0	0	0	0	2	2	4	0	0	0	0	0	12000	148	12
0025	アンチモン及びその化 合物	1	6	7	1	0	1	0	2	6	1	7	8	0	2	0	11	1647	1	11
0026	石線	0	2	2	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	4100	0	4
0027	3-イソシアナトメチ ル-3,5,5-トリ メチルシクロヘキシル =インシアネート	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	٥	0	

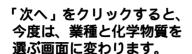
目次の画面の「都道府県比較 グラフ・地図の作成」を選択 します。



- 1.排出年度
- 2.集計表の種類
 - ・排出量と移動量
 - ・排出先別の排出量・移 動量
 - ・事業所規模別の排出 量・移動量
 - ・届出外排出量
- ・移動体からの排出量 について、それぞれ希望す るものを選び、「次へ」を クリックします。

ここでは例として、 「2001年度」の「排出量と 移動量」を選択します。





- 3.業種選択
- 4.化学物質
- で、それぞれ希望する項目を選びます。

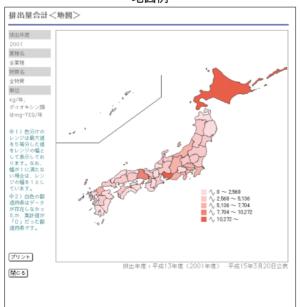


最後に、以下の5項目から見たい項目を 選択し、地図表示にするか、グラフ表示 にするかを選びます。

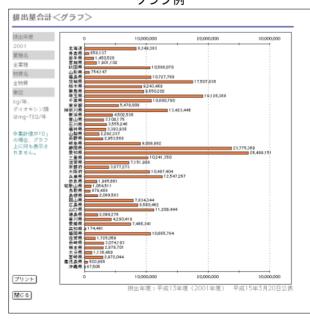
報告事業所件数 地図 / グラフ 排出件数 地図 / グラフ 移動件数 地図 / グラフ 排出量合計 地図 / グラフ 移動量合計 地図 / グラフ

このような地図やグラフが 表示されます。

地図例



グラフ例



(2)都道府県や市町村

事業所から届け出られたPRTRデータはコンピュータ処理が可能な形に加工され、国から都道府県に提供されます。国による集計結果の公表の中にも一部都道府県別の集計が示されていますが、各都道府県でも、それぞれの地域のニーズに応じてデータを集計し、公表しているところがあります。

多くの都道府県や政令指定市では、インターネットのホームページやパンフレットなどを通じて PRTR 制度や化学物質管理に関する情報を提供しています。一部の自治体では各都道府県・政令指定 市が自ら集計した PRTR 結果の公表が予定されています。

以下に示したのは、兵庫県のホームページに掲載されているPRTRの集計結果です。兵庫県では、環境省の集計・公表ページと同じような方法で、化学物質別、業種別、市町村別の集計表がダウンロードできるようになっています。

兵庫県の PRTR 集計結果のページ



(3)企業

全国や地域の集計データだけでなく、自分が住む地域の工場の排出データに関心を持つ人は少なくありません。PRTR法に基づいて届け出られた事業所のデータは、国に請求すれば誰でも入手することができます。

最近では、自社のPRTRデータを環境報告書やホームページなどに掲載して、自主的に公表する企業も増えています¹。また、地域住民に対する説明会などを開催する企業も出てきていますので、せっかくの機会ですから参加してみてはいかがでしょう。

・対象物質は、PRTR法に規定されている第1種指定化学物質で年間取扱量1トン以上のものです。 Q事業所(単位:トン) 制品 砂会番号 物質名 取扱量 排出量 移動量 16 2-アミノエタノール 5.1 0.5 19 3-アミノ-1H-1・2・4-トリアゾール 1.0 0.0 1.0 0.0 4 П エチルベンゼン 0.0 63 キシレン 124 2・2-ジクロロ-1・1・1-トリフルオロエタン 145 ジクロロメタン 0.1 4.1 4.2 227 トルエン 9.4 7.5 0.0 1.9 283 フッ化水素アンモニウム 1.6 政令番号124、物質名2·2-ジクロロ-1·1·1-トリフルオロエタンは、別名フロンHCFC123。 〇事業所(単位:トン) 政令番号 物質名 取扱量 排出量 移動量 出荷量 63 キシレン 10.0 8.2 0.5 0.0 227 トルエン 9.7 7.7 0.0 0.4 O事業所(単位:トン) 製品 物質名 排出量 出荷量

例)ホームページ上で公表されている企業の PRTR の結果

環境報告書やホームページ上で公表されるPRTRデータは、自社で排出した物質の名称と量といった基本的な情報のほか、取扱量や製品としての出荷量、年ごとの推移などが示されています。独自の有害性ランクや削減目標などを掲載している企業もあります。

関心のある企業のデータだけでなく、いくつかの企業の公表内容を比較してみて、情報不足の企業に対しては「もっとこういう情報を出して欲しい」と働きかけるのも、市民の大切な役割のひとつです。

1 化学物質の排出量・移動量をインターネット上で公表している企業については、(社)環境情報科学センターのホームページ(http://www.ceis.or.jp/prtr/katsuyou/kigyo.html)にリストがあります。

$(4)NGO\cdot NPO$

化学物質問題に関心を持つNGOやNPOのなかには、開示請求により入手したPRTRデータを基に独自の集計を行い、一般市民に向けた情報提供に取り組む団体があります。

有害化学物質削減ネットワーク (Toxic Watch Network; Tウォッチ)

http://www.toxwatch.net/

PRTR関連情報をインターネットで提供することを目的に2002年4月に設立されたネットワーク 組織で、国から開示されたPRTR届出データなどを検索する「PRTRデータベース検索」などを提供しています。

エコケミストリー研究会

http://env.safetyeng.bsk.ynu.ac.jp/ecochemi/

PRTR・MSDS対象物質の毒性・物性情報などを提供しています。また、公表されたデータを基に、排出量、移動量を都道府県面積で割った「排出密度」「廃棄物発生密度」や、排出密度と各毒性ランク別の係数をかけて重み付けし、全化学物質について合計した「排出リスクスコア」などの提供が計画されています。

海外の NGO による情報提供の例

日本以外の国々でも PRTR 制度の導入が進んでおり、海外では多くの NGO が一般市民に向けた情報提供を行っています。

情報は主にインターネットを通じて誰でも利用できるようになっており、

- ・化学物質名、地図、地名、郵便番号などによるデータの検索が可能
- ・NGO独自の調査や見解に基づき、物質の有害性や地域の汚染度などをランク付け
- ・個別事業所のデータも企業名や住所などで検索、閲覧可能

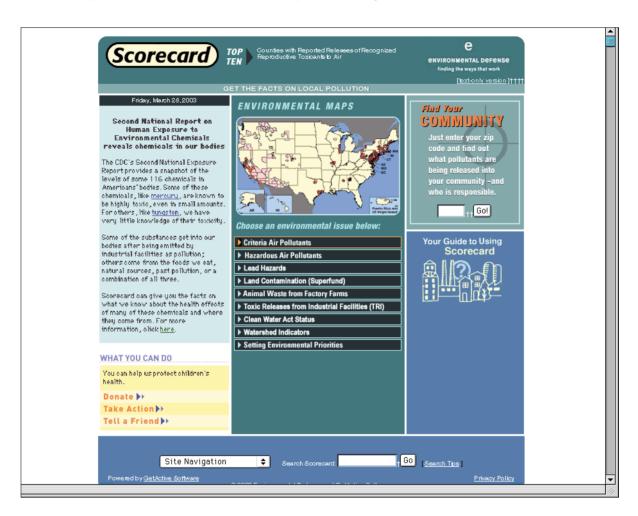
といった特長を持っています。

例として米国の代表的なサイトをご紹介します。

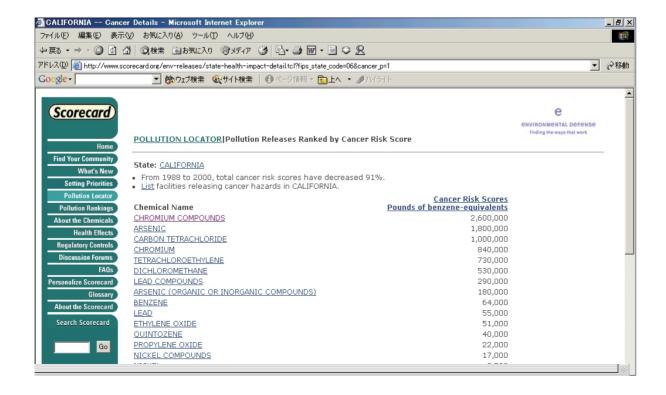
米国のPRTR制度は、有害化学物質排出目録(Toxic Release Inventory; TRI)といい、1986年から実施されています。

「スコアカード」(http://www.scorecard.org)

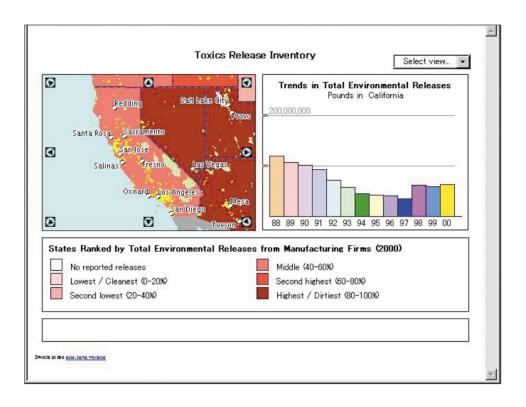
米国の環境 NGO「環境防衛」(Environmental Defense; ED)が運営しているもので、TRIのデータをもとに、独自にさまざまな順位づけを行っています。



地域を選択すると、健康影響の大きい順に並べ替えられたTRIのデータなどが見られます。



地域の情報を地図とグラフで表示しています。全排出量の地域分布とある地域の経年変化が示されています。



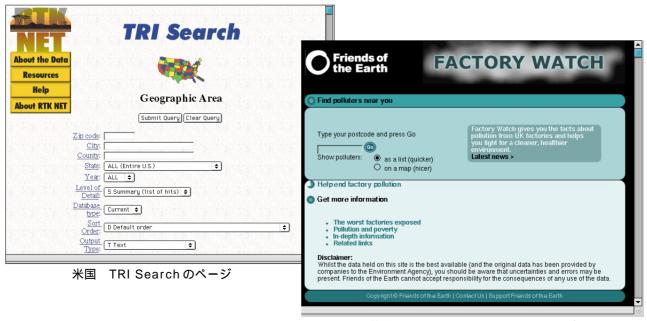
このほか、

TRI Search (http://d1.rtknet.org/tri/)

米国のNGO「知る権利ネットワーク」(The Right-To-Know Network; RTK)によるTRIデータ公表・利用のページ

FACTORY WATCH (http://www.foe.co.uk/campaigns/industry_and_pollution/factorywatch/)

英国の環境 NGO「地球の友・イギリス」(Friends of the earth)のページなどがよく知られています。機会があれば、ぜひ一度アクセスしてみて下さい。



英国 FACTORY WATCH のページ



2.個別事業所データを入手する には

国による集計結果の公表日以後であれば、誰でも個別の事業所が届け出た排出量等のデータについて、国に対して開示請求をすることができます。請求先は、環境省、経済産業省及び事業者が営む業を所管する省庁です。

(1) PRTR 開示窓口

環境省、経済産業省と他の事業所管省庁(防衛庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、 国土交通省)に開示請求を受け付けるPRTR開示窓口が設置されています。

環境省及び経済産業省の窓口では、全国すべての事業者からの届出について開示請求を受け付ける ほか、開示にあたっての事前照会や開示手続全般の問い合わせにも対応しています。

それ以外の事業所管省庁では、その省庁が所管している事業者からの届出分について、開示請求を 受け付けています。

各省庁に設置されているPRTR開示窓口は、以下の通りです。なお、各省庁とも、郵送による開示請求も受け付けています。

各省庁の PRTR 開示窓口

省庁名	問い合わせ部署	電話/FAX/E-mail
環境省	環境保健部環境安全課	電話 03-3581-3351 (内線 6356) FAX 03-3580-3596 E-mail prtr@env.go.jp
経済産業省	製造産業局化学物質管理課	電話 03-3501-1511 (内線 3694、3695) FAX 03-3580-6347 E-mail qqhbbf@meti.go.jp
防衛庁	長官官房施設課環境対策室	電話 03-3268-3111 (内線 20902) FAX 03-5229-2138
財務省	理財局総務課たばこ塩事業室	電話 03-3581-4111 (内線 2259)
文部科学省	研究開発局海洋地球課	電話 03-5253-4142 FAX 03-5253-4147
厚生労働省	医薬局審査管理課化学物質 安全対策室	電話 03-3595-2298 FAX 03-3593-8913 E-mail PRTRkaiji@mhlw.go.jp
農林水産省	生産局生産資材課農薬対策室	電話 03-3502-8111 (内線 3783) FAX 03-3502-5302
国土交通省	総合政策局環境・海洋課	電話 03-5253-8111 (内線 24-334) FAX 03-5253-1549

(2)開示される情報

開示を希望する場合は、事業所の名称や所在地など、希望する事業所を特定するのに必要な事項を明らかにしてデータの開示を請求します。また、特定の事業所に限定せず、ある年度に届出のあったすべての事業所のデータを請求することもできます。開示されるデータは、用紙による交付か電子媒体(フロッピーディスク又はCD-R)による交付のうち、いずれかの方法を選択することができます。請求があれば、国は、事業者から届出のあった情報のうち、担当者の氏名等を除き、請求のあったすべての情報を開示します。

年度の全データを開示	光ディスク (CD-R) による交付
事業所を検索して開示	紙による交付(1事業所につきおよそ1枚)
	フロッピーディスク (FD) による交付
	光ディスク (CD-R) による交付

以下に示したのは、交付される情報のイメージです。また、電子媒体により交付される事業所の データの電子ファイルは、CSV方式で提供され、データベースソフトや表計算ソフトの多くで読み 書きができ、開示請求者が独自に表を作成したり、集計・分析等を行うことが可能です。

(注) CSV 方式:項目の間をカンマで区切ったテキスト形式のファイル

開示される情報のイメージ (用紙による交付の場合)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第11条の規定に基づき開示されるファイル記録事項

排出年度:平成 年度 開示請求日:平成 月 日 整理番号: P0000000-00000-00 1/***ページ 届出先:経済産業大臣(県知事) 住所 〒000-0000 市××× Ж 者 氏名 株式会社 代表取締役 事業者の名称 株式会社 事業者の名称(前回) 事業所の名称 株式会社 工場 事業所の名称(前回) 所在地 〒000-0000 市××× 事業所において常時使用される従業員の数: 200人 別紙枚数(物質数): 5枚(物質) 業 区分 業種コード 業種名 燃料小売業 主たるもの 5930 従たるもの 5220 自動車卸売業 8620 商品検査業 別 紙 第一種指定化学物質名称 排出量 移動量 政令 事業所内 事業所内 公共用水域 番号 大気 下水道 事業所外 番号 十壌 埋立処分 場所 排出先名称 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びそ 3600000 0 640000 0.004 1800 920 の塩(アルキル基の炭素数が10から14ま 2 でのもの及びその混合物に限る。) ダイオキシン類 179 0.0006 0.004 0.00000 2 | 0.0000056 | 0.000000077 31 7

注)別紙部分で、排出量・移動量の単位は「kg」、ただしダイオキシン類(号番号179)は「mg-TEQ」。また、埋立処分の場所は、 1:安定型、2:管理型、3:遮断型を示す。

開示される情報のイメージ(電子媒体によって交付されたデータを表計算ソフトで開いた場合)

```
『E0207000-00040-00″, "3", "トルエン", "227", "1", "54", "0.0", "", "0.0", "0.0", "2", "2", "2", "0.0", "0.0"
"E0207000-00040-00","4","ベンゼン","299","1","9.8","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","2","0.0","0.0"
『E0207000-00041-00","1","エチルベンゼン","40","1","2.0","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00041-00","2","キシレン","63","1","8.5","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00041-00","3","トルエン","227","1","52","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00041-00","4","ベンゼン","299","1","9.6","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00042-00","1","エチルベンゼン","40","1","1.2","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","2","0.0","0.0",
『E0207000-00042-00″,″2″,″キシレン″,″63″,″1″,″5.2″,″0.0″,″″,″0.0″,″0.0″,″2″,″2″,″2″,″0.0″,″0.0″
"E0207000-00042-00","3","トルエン","227","1","33","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
『E0207000-00042-00", "4", "ベンゼン", "299", "1", "5.8", "0.0", "", "0.0", "0.0", "2", "2", "2", "2", "0.0", "0.0"
『E0207000-00043-00″,″1″,″エチルベンゼン″,″40″,″1″,″1.6″,″0.0″,″″,″0.0″,″0.0″,″2″,″2″,″2″,″0.0″,″0.0″
"E0207000-00043-00","2","キシレン","63","1","6.7","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00043-00","3","トルエン","227","1","41","0.0",""
                                                                  ,"0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
『E0207000-00043-00″, "4″, "ベンゼン″, "299″, ″1″, "7.6″, ″0.0″, ″″, "0.0″, ″0.0″, ″2″, ″2″, ″2″, "0.0″, ″0.0″
~E0207000-00044-00~,~1~,~エチルベンゼン~,~40~,~1~,~3.3~,~0.0~,~~,~0.0~,~0.0~,~2~,~2~,~2~,~2~,~0.0~,~0.0~
『E0207000-00044-00","2","キシレン","63","1","14","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","2","0.0","0.0
"E0207000-00044-00", "3", "トルエン", "227", "1", "85", "0.0", "*
                                                                  ,"0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
『E0207000-00044-00″,″4″,″ベンゼン″,″299″,″1″,″16″,″0.0″,″″,″0.0″,″0.0″,″2″,″2″,″2″,″0.0″,″0.0″
"E0207000-00045-00","1","エチルベンゼン","40","1","3.1","0.0","0.0","0.0","2","2","2","2","2","0.0","0.0"

"E0207000-00045-00","2","キシレン","63","1","14","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","2","0.0","0.0"

"E0207000-00045-00","3","トルエン","227","1","85","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","2","0.0","0.0"

"E0207000-00045-00","4″,"ベンゼン","299","1","15","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00046-00","1","エチルベンゼン","40","1.4","0.0","0.0","0.0","0.0","2","2","2","2","0.0","0.0"
```

(3)請求方法

年度の全データを環境省に開示請求する場合(CD-R)
「ファイル記載事項開示請求書」(67ページ参照)に
開示請求をする者の氏名又は名称
の住所又は居所並びに法人その他の団体の場合は、代表者の氏名
対象年度
すべてのファイル記録事項を請求すること

を記載し、環境省のPRTR開示窓口に提出するか、郵送します。

環境省 PRTR 開示窓口

環境省環境保健部環境安全課(中央合同庁舎5号館25階 国会議事堂側) 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL. 03-3581-3351(内線6356) FAX. 03-3580-3596

このとき「ファイル記載事項開示請求書」に所定の手数料(66ページ参照、平成13年度分全部の場合はCD-R1枚で1,090円)に相当する収入印紙を貼付して下さい。郵送の場合は、返信用封筒(平成13年度分は140円分の切手を貼付して下さい)も同封して下さい。

「ファイル記載事項開示請求書」は、61ページに掲載した開示窓口でも入手できます。また、環境省のホームページ(http://www.env.go.jp/chemi/prtr/8/8index.html)でもダウンロードできます。

一部の事業所のデータを環境省に開示請求する場合

開示請求書を提出する前に、あらかじめ入手しようとする情報の特定が必要になります。以下の方法で「事前照会」をして下さい。

事前紹介の方法

FAX、E-mail 又は電話による方法から選択し、事前紹介に必要な事項を環境省 PRTR 開示窓口までお問い合わせ下さい。

FAXの場合は、「開示請求事前紹介書」(69ページ参照)をご利用いただくと便利です。また、 E-mailの場合は、必要事項をメールの本文に記載して送信して下さい。メールの件名は「PRTR開示請求事前紹介」として下さい。

お電話によるご相談も承りますが、大変混雑することが予想されますので、FAX又はE-mailにてご照会願います。

事前照会は、経済産業省 PRTR 窓口でも受け付けています。

照会を受けたPRTR開示窓口からは、開示対象を特定するために必要な情報を提供します。この回答をもとに開示請求を行って下さい。

事前照会及び環境省 PRTR 開示窓口からの回答

開示を希望する人から 環境省へ

「事前照会」として以下の事項をお知らせ下さい。

事前照会の内容

開示対象の特定方法

事業所(名称及び所在地)を指定又は地域(都道府県・市区町村)。業種、化学物質名その他の条件により全データから範囲を絞り込んで対象を特定

希望する開示媒体の種類

用紙(A4) フロッピーディスク(FD)又は光ディスク(CD-R)

媒体の入手方法

郵送又は PRTR 開示窓口への来訪

環境省から 開示を希望する人へ

環境省 PRTR 開示窓口から、以下の事項を回答します

開示請求しようとする情報の存否(届出が行なわれている事業者か否か)

開示の実施に係る手数料の額

郵送による開示実施の場合の郵送料の額

事前紹介の流れ

質問1)開示対象の範囲は? すべてのファイル記録事項 一部のファイル記録事項

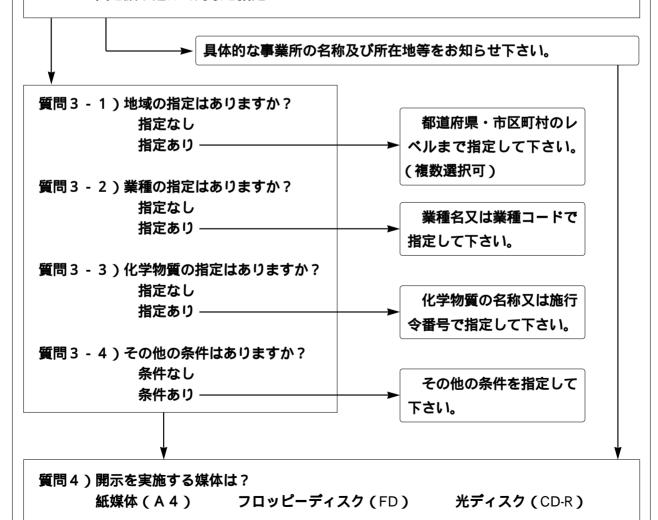
すべてのファイル記録事項
データは、1枚のCD-Rに収録されます。
開示請求に係る手数料は、CD-R 1枚につき1,090円です。
あらかじめ、1,090円に相当する収入印紙をご用意いただき、開示
請求書に貼付して下さい。
開示の実施を郵送で希望する場合には、開示請求書の他に、返信用
切手(140円)を貼付した封筒も同封して下さい。

一部のファイル記録事項 -

質問2)開示対象の特定方法は?

事業所(名称及び所在地)を指定

地域(都道府県・市区町村) 業種、化学物質名その他の条件によりデータから範囲を絞り込んで対象を指定



(4)情報開示請求の手数料

開示請求には、以下の手数料(収入印紙)が必要です。このほか、郵送による手続を希望する場合は、必要な額の郵便切手を添付した封筒が必要です。

	用紙による交付	A 4の用紙1枚*につき20円					
事業所を検索して開示	フロッピーディスク (FD) による 交付	FD 1 枚につき80円 及びデータ 0.5メ ガバイ ト ^{**} までごとに260円					
	光ディスク (CD-R) による交付	CD-R 1枚につき200円 及びデータ0.5メガバ イト**までごとに260円					
年度の全データを開示	光ディスク (CD-R) による交付	CD-R 1枚につき200円 及びデータ200メガバ イトまでごとに890円***					

- * 用紙の枚数は開示請求のあった事業所の数、当該事業所からの届出物質数などにより異なります。1事業所当たりの平均届出物質数を考慮すると、多くの場合、1事業所1枚になると予想されます。
- **データ量は開示請求のあった事業所の数、当該事業所からの届出物質数などにより異なります。1事業所当たりの平均のデータ量(1.2キロバイト)を考慮すると、1枚のFDに平均で約1千事業所まで、CD-Rには約48万事業所までのデータが収録可能です。
- *** データ量は開示請求のあった年度の届出事業所の総数、届出物質数などにより異なります。平成 13 年度の場合、1 枚の CD-R に全事業所のデータを収録可能です。

平成13年度の全国・全事業所のデータで 1,090円 となります。

平成 年 月 日

環境大臣 殿

請求者

住所 〒
氏名

法人その他の団体にあっては、その所在地・名称及び代表者の氏名を記載。

問い合わせ先(電話番号) 郵送で開示を請求をする場合のみ記載。
(郵送先は、上記住所あてとなります。)

- - (内線)
(担当者の氏名)
法人その他の団体にあっては、担当者の氏名も記載。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 1 0 条 第 1 項に基づき、次のとおりファイル記録事項の開示を請求します。

開示を請求 するファイ ル記録事項 の対象年度 (排出年度)	平成13年度に第一種指定化学物質等取扱事業者が把握した情報
開示を請求 する情報	以下のいずれかの にレ点を付してください。 すべてのファイル記録事項 ファイル記録事項の一部 (裏面にも御記入ください。)
希望する開 示実施方法	以下のいずれかの にレ点を付してください。上記で「すべてのファイル記録事項」を 選択された場合、この欄への記載は不要です。(光ディスクでの開示となります。) 用紙(A4)への出力 フレキシブルディスク(FD) 光ディスク(CD-R)

以下の欄には記入しないで下さい。 (受付印)

用紙・FD・CD-R 枚/ MB (料金) (収入印紙貼付欄)

開示を請求する情報で、「ファイル記録事項の一部」を選択した場合は、必ず以下を御記入ください。

以下のいずれかの	にレ点を付し、	必要事項を記入してください
欄がたりない場合は	よ、備考欄を活用	目してください。

特定の事業所の情報
事業所の名称及び所在地を記入してください。

一定の条件を満たす事業所の情報 以下、 ~ の空欄に検索条件を記載してください。 (複数選択可)

以下 ~ のすべての条件を満たす事業所について、開示を求めます。

都道府県・ 市区町村名	
	に所在する事業所であること
業種名	
又は	
業種コード	
	に属する事業を営む事業所であること
化学物質名称	
及び	
施行令号番号	
	の届出をした事業所であること
その他	

備考

記入にあたっての注意事項

- 1. 開示を求める事業所が特定されている場合には、「特定の事業所の情報」に、検索項目(~)により事業 所を絞り込んで特定する場合は「一定の条件を満たす事業所の情報」に、該当するいずれか一方を選択して、 記載してください。
- 2.特定の事業所の情報(事業所の名称及び所在地)の欄には、事業者が特定できるよう、事業所の正式な名称並 びに所在する都道府県及び市区町村名を記載してください。
- 3.一定の条件を満たす事業所の情報 ~ には、それぞれ複数の事項を記載することができます。
- 4.一定の条件を満たす事業所の情報「その他」の欄には、 ~ 以外の条件を記載することができます。 (可能な限り具体的に記載してください。)

ただし、ファイル記録事項にある項目以外の項目で検索することはできません。

本照会書は、請求者がファイル記録事項の一部について開示を求める場合、事前に請求内容を確認することで、開示手続きを円滑に進めるために提出していただくものです。

	照会日:	年	月	H
照会者氏名:				
回答方法: 回答は、電話・FAX・E-mail で求めます。(いずれかに 印)			
連絡先:(電話番号は必ず、FAX番号又はE-mailアドレスも合わせて記載して下さい。)			
TEL () /				
開示を求める事務所の抽出方法 1.特定の事業所名で抽出する(に知りしてエ	٠		
(いずれかーつに、 印を付して下さい。) 2.地域、業種、化学物質等により				
(に記入して下さい。) (に記入して下さい。)	世 四で成りた	70 C 3M	шуб	
	可。)			
TAME CITE (TAME AND AND CITED OF THE AND	3.6 /			
絞り込んで抽出 (なし又はありに 印を付し、ありの場合は()にその内容を具	本的に記載して [*]	 下さい。)	
1.都道府県・市区町村の指定はありますか?				
指定なし 指定あり 🥤				
2				7
2 . 業種の指定はありますか? 指定なし 指定あり (
1月になり 1月にめり				
│ │3.化学物質の指定はありますか?				
指定なし 指定あり ()
				J
4.その他の絞り込み条件はありますか?				
条件なし 条件あり 🤇				
				<u>ا</u>
希望する開示実施手段 1.紙(A4) 2.フレキシブノ	レディスク (F	-D)		
(いずれか一つに、 印を付して下さい。) 3.CD-R				
環境省からの回答				
(以下、記入不要)	回答日:	年	月	日
1 . 指定する条件に該当する事業所からの届出はありません。				
2 . 指定する条件に該当する事業所からの届出データは存在します。				
・開示を希望する場合には、開示請求書に記入し開示手数料等を添えて提出してくだ。	-			
・開示手数料は、 <u>円です。なお、郵送等により請求する場合は、開示手数料</u> に貼付し、また返信用切手 <u>円分を同封してくださ</u> い。	こ相当する収入!	印紙を開	示請求	
通信欄				
地				